島田市ガンバル自治会地域活動補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　市長は、市内における自治会の活動を促進し、地域の課題解決を図るため、先進的自治会活性化事業を実施する自治会に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、島田市補助金等交付規則（平成17年島田市規則第36号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において「自治会」とは、町又は字の区域その他市内の一定の区域においてその区域内の全ての世帯を対象として地縁に基づいて形成された団体で自治会と称するものをいう。

２　この要綱において「先進的自治会活性化事業」とは、自治会が行う事業で次に掲げるものをいう。

(1) 情報発信・啓発事業　自治会のホームページの開設その他の自治会の活動内容、地域の魅力等の情報を発信する事業又は自治会活動への参加を啓発する事業をいう。

(2) 交流・協働事業　自治会同士又は自治会と特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人などの活動団体とが交流し、又は協働する事業をいう。

(3) 重点設定事業　市が市又は地域の課題解決のために重点的に取り組む必要があると判断する事業で、市が毎年度設定する事項に合致したものをいう。

（補助対象事業）

第３条　補助の対象となる事業は、先進的自治会活性化事業とする。ただし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 国、県、市等が実施する事業への参加を目的とするもの

(2) 事業の対象となる住民の資格について、正当な理由がなく、これを制限することとなると市長が認めるもの

(3) 特定の宗教又は特定の政党若しくは公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第３条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者のために行う活動であると市長が認めるもの

(4) 専ら特定のサークル活動等を行うことを目的とするものであると市長が認めるもの

(5) 専ら施設整備又は物品の購入を目的とするものであると市長が認めるもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが適当でないと認めるもの

（交付の制限）

第４条　補助金の交付は、一の自治会について１年度につき１回に限るものとし、同一の事業内容で交付を受けることができるのは、継続する２年度に限るものとする。

（補助対象経費）

第５条　補助の対象となる経費は、別表のとおりとする。

（補助金の率（額））

第６条　補助金の率は、前条に規定する補助対象経費の３分の２以内とし、第２条第２項第１号及び第２号の事業については１事業１年度当たり10万円（前年度に補助金の交付を受けた事業の内容を翌年度も継続して実施する場合は、５万円）を、同項第３号の事業については１事業１年度当たり40万円（前年度に補助金の交付を受けた事業の内容を翌年度も継続して実施する場合は、20万円）を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

（交付の申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする自治会は、あらかじめ、島田市ガンバル自治会地域活動補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第２号）

(2) 収支予算書（様式第３号）

(3) 前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　申請者のうち概算払を受けようとする者にあっては、前項各号に掲げる書類のほか、規則第13条第10号に規定する資金状況調べを添付するものとする。

３　第１項の申請は、第２条第２項各号に掲げる事業のいずれか１つを選択し、実施することができる。

（交付決定の通知）

第８条　市長は、補助金の交付を決定したときは、規則第13条第４号イに規定する補助金交付決定通知書により、補助金の交付の申請をした自治会に通知するものとする。

（変更の承認）

第９条　補助金の交付の決定を受けた自治会が第７条第１項の申請の内容を変更しようとするときは、規則第13条第５号に規定する補助金交付変更承認申請書に次に掲げる書類を添えて、市長の承認を受けなければならない。ただし、市長が認める軽微な変更については、この限りでない。

(1) 変更事業計画書（様式第２号）

(2) 変更収支予算書（様式第３号）

(3) 前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を適当と認めたときは、規則第13条第６号に規定する補助金交付変更承認書により申請した自治会に通知するものとする。

（実績報告）

第10条　補助金の交付の決定を受けた自治会は、事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の４月10日のいずれか早い日までに、規則第13条第７号に規定する実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書（様式第２号）

(2) 収支決算書（様式第３号）

(3) 前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付確定の通知）

第11条　市長は、補助金の額を確定したときは、規則第13条第８号に規定する補助金交付確定通知書により、補助金の交付の決定を受けた自治会に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条　市長は、前条の規定により通知したときは、速やかに、補助金を交付するものとする。

（概算払の請求手続）

第13条　補助金の交付の決定を受けた自治会が補助金の概算払を請求しようとするときは、規則第13条第９号に規定する概算払請求書を市長に提出しなければならない。

（その他）

第14条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成29年４月１日）

この要綱は、平成29年４月１日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附　則（平成30年６月25日）

この改正は、平成30年６月25日から施行し、改正後の島田市ガンバル自治会地域活動補助金交付要綱の規定は、平成30年度分の補助金から適用する。

附　則（平成31年３月31日）

（施行期日等）

１　この改正は、平成31年４月１日から施行し、改正後の島田市ガンバル自治会地域活動補助金交付要綱の規定は、平成31年度分の補助金から適用する。

（経過措置）

２　平成30年度において改正前の島田市ガンバル自治会地域活動補助金交付要綱の規定により補助金の交付を受けた自治会が平成31年度において同一の内容の事業について補助金の交付を受けようとするときは、同年度の事業を２年度目の事業として改正後の第４条の規定を適用する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。